ラ　百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	

別表第一の五の項中「ダムの新築」を「ダム」に、「の新築若しくは」を「の新築又は」に、「大規模ダム新築又は」を「大規模ダム新築若しくは大規模ダム改築又は」に改める。

別表第二の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

別表第三の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

附　則

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

環境大臣　笹川　博義
内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第二十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（カード代替電磁的記録の記録事項） **第三十九条**　法第二条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからヘまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項において「カード代替記録事項等変換符号」という。） ［イ～ト　略］ ［二　略］ 三　機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、第三十九条の五第五項に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報	（カード代替電磁的記録の記録事項） **第三十九条**　［同上］ 一　次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからヘまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。） ［イ～ト　同上］ ［二　同上］ 三　機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、第三十九条の五第五項第一号に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報